

規 則

「千曲市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和6年4月5日

千曲市長

小川 修 一

千曲市規則第12号

千曲市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する
規則

千曲市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年千曲市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「保護観察処分」を「保護処分」に、「場合、同法第66条」を「場合又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の千曲市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。